



平成 23 年度 講習会のご案内



枠組壁工法による

木造耐火構造技術基準講習会

共催：カナダ林産業審議会（COFI）

本講習会は枠組壁工法耐火構造の正しい理解と安全な建築物の供給を図るための技術基準を解説する講習会です。木造耐火構造建築物の設計・工事監理を行うには当講習会の受講をした上で登録をすることが必須要件となっています。講習会の受講資格要件はありませんのでどなたでも受講できますが、**設計・工事監理者登録**には公的資格と一定の実務経験をお持ちの方に限定されます。登録には登録料が必要となり、**有効期間**は登録から **5 年間**です。既に資格登録をされている方は**平成 27 年 6 月末まで**に、更新受講をしていただきませんと資格は失効致します。更新受講につきましては、移行措置として 3 年間(平成 24 年度まで)受講料、更新料の割引を致します。

なお、耐火建築物の工事検査員は耐火構造検査員講習を受講していただき、検査員登録が必要です。

開催日程

開催都市	開催日	会場名	定員	住所	申込締切日
東京	1 月 24 日(火)	浜離宮・建設プラザ 10 階 大会議室	80 名	東京都中央区築地 5-5-12 TEL. 03-3545-5156	1 月 17 日(火)

資格登録要件

講習会はどなたでも受講できますが、資格登録には公的資格と一定の実務経験が必要となります。

建築の実務経験が 5 年以上あること。

以下の免許のうち、いずれかを有していること。

- ・ 1 級建築士 ・ 2 級建築士 ・ 木造建築士
- ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 2 級建築施工管理技士（仕上げを除く）

資格登録希望の方は受講日に上記資格免許証の写し、写真等をご提出いただきます。

受講日に受付けで提出いただく書類等のご案内は受講票をご覧ください。

登録有効期間は 5 年間です。登録申請は講習会受講申込時のみで、受講日の申込はできませんのでご注意ください。

講習会プログラム

時間	講習内容
12:40 ~ 13:00	受付
13:00 ~ 14:35	枠組壁工法 耐火建築物 第 編 基本事項
14:35 ~ 14:45	休憩
14:45 ~ 16:30	枠組壁工法 耐火建築物 第 編 設計・工事監理
16:30 ~ 16:45	「講習内容確認シート」記入

* 30 分以上の遅刻者は講習会の受講はできますが、資格登録はできません。

* 資格登録申請者は「講習内容確認シート」の提出が必要です。途中退席の場合、登録はできませんのでご注意ください。

受講料及び、登録料

新規受講（新規登録者）		受講料	登録料	振込金額
会員	受講のみ	10,000	0	10,000
	受講・登録	10,000	4,200	14,200
一般	受講のみ	20,000	0	20,000
	受講・登録	20,000	4,200	24,200
更新受講（既登録者）		受講料	登録料	振込金額
会員	受講のみ	8,000	0	8,000
	受講・登録	8,000	0	8,000
一般	受講のみ	16,000	0	16,000
	受講・登録	16,000	0	16,000

* 既登録者の更新受講は3年間の移行特例措置（平成24年度まで）として上記料金となります。

「受講申込み」方法

- (1) 当協会ホームページ講習会案内にて申込み状況をお確かめください。
「お問合せ」表示の場合は必ず事務局まで受講可否を電話でご確認ください。
- (2) 下記の口座に受講料等をお振込みください。

開催都市	指定振込口座
東京	三井住友銀行 東京公務部 普通預金 口座番号166441 口座名義 (社)日本ツーバイフォー建築協会 講習会口

- * 振込人名義は、会社名（略称）氏名の両方を記入して下さい。
- * 振込手数料は、恐れ入りますが貴社にてご負担願います。
- * 講習会当日は、現金での取扱いはいたしません。
- * お振込みいただいた受講料等は、原則として協会都合による場合以外は返金いたしません、講習会資料は後日ご送付します。
- * 受講料等の請求書及び領収書は発行いたしません。

- (3) 「木造耐火構造技術基準講習会申込書・受講票」に必要事項を記入して、下記の事務局までFAXにて送付してください。

受講申込書の送付先（担当事務局）及び、問い合わせ先

開催都市	担当事務局	FAX番号	担当者	電話番号	申込期限
東京	本部	03(5157)0832	板垣・今川	03(5157)0835	1月17日

特記事項

平成22年6月に当協会では枠組壁工法耐火建築物設計者登録制度の改定を行い、資格登録に公的資格と一定の実務経験が必要となり、登録者の有効期限が5年に設定されました。

近年、枠組壁工法の耐火建築物は住宅のみならず、老人ホーム、幼稚園等大型物件での木造耐火建築物の需要が高まり、高度な設計・工事監理技術が求められるようになりました。こうした社会環境を踏まえ、今後は良質なツーバイフォー耐火建築物の品質向上、発展を図るために資格登録には一定の要件を定める事としております。登録要件を満たし、すでに枠組壁工法耐火建築物設計者登録をされている方には、平成27年6月までに登録の更新受講をお願いすることとなりました。

既登録者は、5年以内（平成27年6月末まで）に更新受講をしないと、現資格は失効する事となります。ただし、更新受講料・更新登録料について3年間は移行措置として割引を致しますので、諸事情をご理解いただきご協力をお願い致します。